

# ひょうご観光土産品セミナー

～景品表示法の概要と新たに導入されたステルスマーケティング規制～

正しい表示による観光土産品の普及発展を目指し活動している兵庫県指定観光名産品協会では、毎年「ひょうご観光土産品セミナー」を開催しています。

今回のセミナーは、昨年10月1日よりステルスマーケティング（※）の規制が始まった（ステマ告示が施行された）ことを受け、景品表示法の概要やステマ規制のポイントについて、その分野のエキスパートをお迎えし、事例を交えながらわかりやすく解説いただきます。

（※広告や宣伝であるにも関わらず、気付かれぬよう装った広告・宣伝のこと）

Zoom を利用したオンラインセミナーです

- 日時 令和6年3月12日(火) 15時30分～16時45分  
■切 令和6年3月7日(木) ※定員(50名)になり次第、締め切らせていただきます。  
■主催 兵庫県指定観光名産品協会 ■共催 (公社)ひょうご観光本部

参加無料  
オンライン

## 【セミナー内容】

### 『景品表示法の概要と新たに導入されたステルスマーケティング規制』（15:40～16:40）

光和総合法律事務所 弁護士・上級食品表示診断士 渡辺 大祐 氏



公正取引委員会にて独占禁止法訴訟業務、確約手続関連業務、事件審査業務に従事し、消費者庁表示対策課にて景品表示法の事件調査業務や令和5年改正景品表示法の立案業務を担当。同分野に関する法的助言・当局対応等を日常的に扱う。上級食品表示診断士の資格を有するなど、食品に関連する法律にも知見を有する。

主な著書として『法律要件から導く論点整理 景品表示法の実務』（第一法規）、『逐条解説 令和5年改正景品表示法』（商事法務 共著）、『景品表示法 [第6版]』（商事法務 共著）等。また、拠点の関東以外でも幅広く講演活動等を行っている。

【申込方法】 ①または②のどちらかでお申し込みください。

- ① Googleフォーム（URL又はQRコード）でのお申込み  
<https://forms.gle/jy1yq2kJU4VDeVtY9>

- ② メール (taniuchi@hyogo-tourism.jp) 又はFAX (078-361-7662) でのお申込み

※申込書に必要事項をご記入いただき、メール添付またはFAX  
兵庫県指定観光名産品協会（(公社)ひょうご観光本部内） 担当：谷内・福岡  
メール (taniuchi@hyogo-tourism.jp) または FAXにてお申込みください。

FAX 078-361-7662

